

報道発表資料

令和7年4月23日

独立行政法人国民生活センター

相談解決のためのテスト実施状況（2024年度第4四半期）

2024年度第4四半期（1月～3月）は、消費生活センター等からの依頼に基づいて、24件の商品テストを実施しました。

1. 実施件数の年度別推移

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024
件数	190	154	182	130	114	112

2. 商品分類別実施件数

商品分類	食料品	住居品	光熱水品	被服品	保健衛生品	教養娯楽品	車両・乗り物	土地・建物・設備	その他	計
件数	0	10	0	2	3	7	1	1	0	24

（※）第4四半期の実施案件の分類

3. 商品テスト結果の概要一覧

*掲載されている商品テスト結果は、消費生活センター等が行う商品に関する消費生活相談処理を支援するため、依頼に基づいて実施したものです。詳細についてはお問い合わせいただいても回答致しかねます。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
1	ドリンクボトル	ドリンクボトルに入れた湯を飲んだところ、においがして気分が悪くなった。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品及び苦情同型品からは特異臭を有する芳香族化合物や飽和脂肪酸等と推定される物質が検出され、約半数のモニターが「やや不快」以上のにおいを感じ、一部には「使いたくない」とする回答もみられた。なお、未使用の苦情同型品について、食品衛生法に定められた溶出試験を行ったところ、いずれの項目も基準の範囲内であり、苦情品の品質が同等であったとみなすと、問題があったとまでは言えなかった。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
2	やかん	やかんで沸かした湯を注ごうとしたところ、ふたが外れ、蒸気で手をやけどした。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、水量を変えてそれぞれ 90° まで傾けてもふたが外れることはなく、商品に問題は見られなかった。
3	電子レンジ調理器	電子レンジ調理器で調理していたところ、調理器の一部が変形した。変形した原因を調べてほしい。	苦情品は、洗浄の際などに本体に設けられた穴から内部に浸入した水分等のほか、使用過程において発熱体やプレートの裏面の腐食から生じたさびが、本体下部に流れ込んで底面に蓄積し、電子レンジの加熱時に発熱したことで本体の一部が溶けて変形したものと考えられた。また、苦情同型品を用いて行った腐食テストでは、苦情品ほどではないものの、腐食によるさびの発生がみられた。なお、苦情同型品の取り扱い説明書には、丸洗いが可能な旨の記載が見られた一方で、底を水に浸すことや、つけ置き洗いはしない旨の記載も見られた。
4	電気掃除機	電気掃除機のホースが裂けた。ホースが裂けた原因を調べてほしい。	苦情品は、何らかの原因でハンドル部根元のホースの一部分に繰り返し荷重が作用し、破れたものと考えられたが、苦情品の外観に破れの要因となるような明確な痕跡がなく、苦情同型品との形状の差異もみられなかった。なお、苦情同型品について、JIS に基づくホース折り曲げ試験を実施した結果、耐久性に問題はなかった。
5	電気掃除機	電気掃除機を使用していたところ、本体が熱くなり異臭がした。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、回転子を構成する巻線の断線または巻線間の絶縁不良によって、一部に過電流が流れ、局所的に高温となったために巻線の絶縁コーティングが熱の影響を受けて焦げたことや、回転子のコアの樹脂部分が溶けたことで異臭が生じた可能性が考えられた。なお、苦情品外装には著しい損傷はみられず、フィルターや機器内部のほこり等の堆積もなかったことから、経年劣化または使用中に偶発的な故障が発生した可能性が考えられた。
6	芳香剤	芳香剤を床に置いていたところ、床に跡がつ	苦情品と同ブランドの参考品を用いた再現テストでは、温度 35 °C という比較的高温の条件下で使用

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
		いた。跡がついた原因を調べてほしい。	した場合、ボトルの外側表面を伝って内容物が垂れる現象が再現した。よって、参考品と苦情品のスティックの材質や内容物の組成に大きな差がなければ、苦情品でも同様のことが起きる可能性が高いと考えられた。なお、相談者より提供された参考品のパッケージには、使用環境によって内容物がボトルの表面を伝って垂れるおそれがある旨の表示はみられなかった。
7	サーキュレーター	サーキュレーターをクッションフロア上に置いていたところ、クッションフロアの一部に変色が生じた。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、本体ベース部の床との接地面から、摩擦や塩化ビニル製のクッションフロアとの接触により色が移行する現象がみられたが、その成分の推定には至らなかった。苦情同型品では同様の現象がみられなかったことから、個体もしくは特定のロットでの問題である可能性が考えられた。
8	セラミックヒーター	2年前に購入したセラミックヒーターが故障し温風が出なくなった。故障した原因を調べてほしい。	苦情品は、ヒーターに接続する3本の電線のうち、1本の端子が焼損し、接続が切れていたため温風が出ない状態になっていた。苦情品、苦情同型品はいずれもヒーター接続線の長さに十分な余裕がなく、組立、接続する際に端子を引っ張り、変形させたものと考えられた。この端子の変形により、ヒーター接続部が接触不良となり、スパークや異常発熱を引き起こし、端子の焼損、欠損に至ったものと考えられた。
9	電気温風機	電気温風機を使用していたところ、送風口が変形した。送風口が変形した原因を調べてほしい。	苦情品は通常動作において異常はみられなかったが、送風口に座布団を接触させて動作させたところ、苦情品の送風口と類似した状態が再現したことから、送風口が何らかの物体にふさがれた状態で、意図せず通電されて動作したため、閉塞部が異常発熱し、送風口が溶けて変形したものと考えられた。
10	レースカーテン	5年前に購入したレースカーテンが3年の使用で裂けた。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、外部からの紫外線（太陽光）や窓の結露による湿気等により繊維が脆化し、繊維の折れや割れが生じた結果破れた可能性が考えられたが、使用状況の詳細等は不明なため、直接の要因の特定には至らなかった。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
11	失禁パンツ	失禁パンツを着用していたところ、尿漏れした。表示に問題がないか調べてほしい。	動作を伴わない立位や座位状態での失禁を想定したモデル試験を行ったところ、パンフレットや販売サイトに表示された吸収量よりも大幅に少ない量で、脚の付け根の縫い目やパッド後方から染み出しがみられた。なお、販売サイトには、すべての環境で漏れないわけではない旨の打ち消し表示があったが、吸収量の測定方法の詳細は不明であり、吸収量表示と染み出す量とのかい離が大きかったことから、景品表示法上問題となる可能性があると考えられた。
12	手袋	1回の使用で手袋に穴が開いた。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品にみられた穴開きは、鋭いもので切られて生じた穴を起点として、繊維がほつれて穴が広がったものである可能性が考えられたが、穴が生じた時期や場所、何によって切られたかについては、特定に至らなかった。なお、JISの作業手袋の基準を当てはめた場合、苦情品の生地はそれを上回る破裂強さを有していた。
13	ヘアピン	通信販売でヘアピンを購入したが品質が疑わしい。有害物質が含まれているか調べてほしい。	苦情品の3種類のヘアピンは、鉄を地金として銅やニッケルでメッキされたものと考えられた。いずれの苦情品も、食品、添加物等の規格基準のおもちの規格基準で規制対象となっている鉛やカドミウム等の含有や溶出は認められず、着色料の溶出やフタル酸エステル類の含有も確認されなかった。
14	電動頭皮マッサージ器	電動頭皮マッサージ器を使用したところ、髪が絡まり取れなくなった。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品を用いた洗髪テストでは、可動部と外装部品との隙間に毛髪の先端を押し込むと毛髪が絡まる様子がみられたが、今回の洗髪テストでは毛髪が絡まることはなかった。しかし、苦情品内部の回転部には毛髪が絡まっていたことから、可動部周囲に隙間を設けない構造とすることにより、同様の事故の発生を低減できるものと考えられた。
15	ダニを捕獲するシート	ダニを捕獲するシートの効果が感じられない。シートにダニが捕獲されているか調べてほしい。	相談者から提供された使用済みの苦情品3枚には、5～211匹のダニが捕獲されており、その多くがアレルギーの原因になりうる種類のダニであった。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
16	ワイヤレスイヤホン	ワイヤレスイヤホンのイヤピースを交換しようとしたところ、部品が外れた。部品が外れた原因を調べてほしい。	苦情品は、イヤピース取り外し時にイヤホン筐体と網との段差に力が作用して接着がはがれ、網が外れたものと考えられた。苦情品右側イヤホンの網も手で容易に外れたことから、当該部位の接着力が不足していた可能性が考えられた。また、苦情同型品では網の取り付け方法及び形状が変更されており、より強く固定されていたほか、イヤピース取り外し時にイヤホン筐体と網との段差に力が作用しにくくなっていた。なお、左側イヤホンの音量が小さかった原因は、接着剤が網に付着し、網目をふさいでいたことによる可能性が考えられた。
17	ワイヤレスイヤホン	ワイヤレスイヤホンの充電ケース内のバッテリーが膨張した。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は内蔵するリチウムポリマーバッテリーの充放電の際、過充電、過放電に対する保護機能を持ち、それらが動作していることが確認できた。また、バッテリーは過放電状態で膨張していたものの、内部に異物や短絡の痕跡はみられなかった。これらのことから、苦情品のバッテリーは経年劣化に加え、充電頻度も少ないことから自己放電が進んで過放電状態となり、バッテリーセル内部の反応の過程でガスが発生し、膨張に至った可能性が考えられた。
18	水着	水着の一部が変色した。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、繊維が引き伸ばされる等によりポリウレタン糸が切れることで生地編目が崩れて裏面の繊維がみえたり、生地が薄くなったりすることで変色したようにみえたものと考えられた。苦情同型品には塩素や紫外線に弱い旨の注意表示がみられ、苦情品には塩素による影響を受けた痕跡があったが、これが生地の劣化等にどの程度の影響を及ぼしたかについては不明であった。
19	玩具	ビニール製の玩具を膨らませたところ、おいで体調を崩した。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品と苦情同型品からは、ビニールや塗料のようなにおいが確認され、溶剤として使用されることがあり、特徴的なにおいを有するシクロヘキサノンやイソホロン等と推定される成分が検出された。長時間屋外に放置されていたとされる苦情品より、今回新たに開封した苦情同型品の方が強く不快なおいを感じたモニターが多かったことか

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
			ら、外気にさらされることによりにおいては徐々に軽減されていくものの、材質や製造工程に由来する成分が残留して、相談者が感じた異臭に関与した可能性などが考えられた。
20	玩具	通信販売で玩具を購入したが品質が疑わしい。有害物質が含まれているか調べてほしい。	苦情品は、玩具に一般的に使用されるプラスチックの材質で作られていると考えられ、調べた範囲では、食品、添加物等の規格基準のおもちゃの規格基準で規制されている鉛やカドミウム等の含有や溶出は認められなかった。また、フタル酸エステル類の含有は確認されず、着色料の溶出も認められなかった。
21	玩具	通信販売で玩具を購入したが品質が疑わしい。有害物質が含まれているか調べてほしい。	苦情品はいずれもエチレンプロピレンジエンゴム（EPDM）を主材とするものと推定された。調べた範囲では、食品、添加物等の規格基準のおもちゃの規格基準で規制対象となっているような鉛やカドミウム等の含有や溶出は認められず、着色料の溶出やフタル酸エステル類の含有も確認されなかった。
22	玩具	通信販売で玩具を購入したが品質が疑わしい。有害物質が含まれているか調べてほしい。	苦情品は、食品、添加物等の規格基準のおもちゃの製造基準として定められている着色料に関する規格基準を満たすものと考えられた。また、おもちゃの塗膜で規制対象となっている鉛やカドミウム等の溶出量は基準を大幅に下回っており、フタル酸エステル類の含有も認められなかった。なお、苦情品から放散されるホルムアルデヒド量は、放散試験の結果を用いて一定空間の濃度を計算したところ、厚生労働省が示す室内濃度指針値よりも大幅に低くなると考えられた。
23	電動アシスト自転車	電動アシスト自転車で走行中に部品が破損し、駆動モーター一部が脱落した。破損した原因を調べてほしい。	苦情品はフレーム部品の左右2カ所、駆動ユニットの計3カ所で破断しており、破断に至っていない進展中のき裂も2カ所にみられた。破断面が摩滅していたこと等から、き裂の発生理由や進展方向は不明であったが、使用中に駆動部が左右に振れたことがあったことから、フレーム部品は事故以前に破断しており、駆動ユニットが加わった荷重に耐えられなくなり、破断・脱落に至ったものと考えられた。なお、苦情同型品が入手でき

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
			なかったため、耐久性や強度の確認はできなかった。
24	シャワーヘッド	シャワーヘッドの部品が破損し、水が勢いよく漏れた。部品を交換したが、同様に破損した。破損した原因を調べてほしい。	苦情品のキャップは、いずれも応力の集中しやすい部分が起点となり、吐水時の水圧による引張応力が繰り返されたことで疲労破壊が伸展し、破損したものと考えられた。しかし、疲労破壊の起点となるき裂などが使用前からあったのか、設計上の強度が不足していたかについては特定できなかった。なお、苦情同型品はキャップの材質のほか、本体側の取り付け部の形状も変更されており、苦情品と比べて吐水時にキャップに生じるひずみが低減していた。

本件問い合わせ先

商品テスト部 042-758-3165